別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）

［第一・第二　略］

第三　市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、ＰＨＳの陸上移動局、５GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式略］

注１　［略］

２　２の⑴の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。なお、空中線電力の許容値が１MHz当たりの帯域幅によつて規定されている無線設備については１MHz当たりの帯域幅の空中線電力の値を、等価等方輻射電力の値によつて規定されている無線設備については等価等方輻射電力の値を併記すること。この場合において、等価等方輻射電力の値を併記するものにあつては、４の⑵の欄の記載は要しない。

（記載例）　0.001W／MHz

（記載例）　0.000025W（ＥＩＲＰ）

［３～11　略］

12　８の欄は、次によること。

［⑴～⑹　略］

⑺　5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの親局（自動車内に設置するものに限る。）の無線設備については、自動車の電源から供給される電源によつてのみ動作する旨を記載するとともに、自動車内での使用に限る旨の表示の有無を記載すること。

⑻　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備のうち最大等価等方輻射電力が25mWを超えるものについては、親局又は子局の別、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。また、最大等価等方輻射電力が25mWを超える親局については、屋外での使用を目的とする構造の有無を記載し、筐体外部からケーブルを介して供給される電源によつてのみ動作すること及び屋外での使用を目的としない構造であることを示す図面等を添付すること。

⑼　［略］

［第四～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）

［第一・第二　略］

第三　［同左］

［様式同左］

注１　［同左］

２　２の⑴の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。なお、空中線電力の許容値が１MHz当たりの帯域幅によつて規定されている無線設備については１MHz当たりの帯域幅の空中線電力の値を、等価等方輻射電力の値によつて規定されている無線設備については等価等方輻射電力の値を併記すること。この場合において、等価等方輻射電力の値を併記するものにあつては、３の⑵の欄の記載は要しない。

（記載例）　0.001W／MHz

（記載例）　0.000025W（ＥＩＲＰ）

［３～11　同左］

12　［同左］

［⑴～⑹　同左］

［新設］

［新設］

⑺　［同左］

［第四～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］